

# 国際教養大学介護休業規程

平成 16 年 4 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 3 6 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第 2 1 条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する労働時間等規程第 2 条に規定する教職員（以下「教職員」という。）の介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

## (法令との関係)

第 2 条 介護休業等に関しこの規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号（以下「育児介護休業法」という。））その他の関係法令の定めるところによる。

## (介護休業の対象者)

第 3 条 要介護状態にある対象家族を介護するため介護休業の申出をした教職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項に定める要介護状態にある対象家族は、次の各号に掲げる者で負傷、疾病、身体上若しくは精神上の障害又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母

二 父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母の配偶者であって教職員と同居しているもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、法人に引き続き雇用された期間が 1 年に満たない教職員で育児介護休業法第 1 2 条第 2 項の規定に基づき法人と教職員との間で締結された介護休業等に関する協定（以下「介護休業協定」という。）により介護休業の対象者から除外することとされた者に該当するものは、介護休業をすることができない。

## (介護休業の申出)

第 4 条 介護休業をすることを希望する教職員は、介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）の 2 週間前までに、法人に申出（以下「介護休業申出」

という。)をしなければならない。法人は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日の前日であるときは、育児介護休業法第12条第3項の定めるところにより介護休業開始予定日を指定することができる。

- 2 介護休業申出は、介護休業申出の対象家族が要介護状態であることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることとする一の期間について、その初日及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。
- 3 教職員は、介護休業申出にあたり、対象家族が要介護状態であることを証明する書類を法人に提出しなければならない。

#### (介護休業申出の撤回等)

第5条 介護休業申出をした教職員は、介護休業開始予定日とされた日の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。介護休業申出を撤回した教職員は、原則として当該撤回に係る対象家族については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、介護休業申出をすることはできない。

- 2 介護休業申出がされた後介護休業開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の特別の事由が生じたときは、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、法人に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

#### (介護休業期間等)

第6条 要介護状態にある対象家族1人につき、通算して93日までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができる。

- 2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第二号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 対象家族の死亡その他の介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由が生じたこと。

二 産前産後休暇、新たな介護休業期間又は国際教養大学育児休業規程第6条に規定する育児休業期間が始まったこと。

三 雇用契約が終了した日又は退職した日

- 3 前項第一号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を大学に通知しなければならない。

- 4 教職員は、育児介護休業法第13条の定めるところにより、介護休業終了予定日

とされた日の2週間前までに法人に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を、1回に限り行うことができる。

- 5 教職員は、介護休業終了予定日の繰上げ変更を希望するときは、変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに、理由を付して書面により法人に申し出るものとし、法人はこれを適当と認めた場合には、その旨を本人に通知する。

#### (年俸等の取扱)

第7条 教職員が介護休業をしたときは、国際教養大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第2項に定める年俸を支給しない。

- 2 介護休業をした教職員の年俸は、日割りによって計算した額を支給し、日割り計算の方法は、給与規程第17条を準用する。
- 3 昇給は、介護休業期間中は行わない。復職後の給与は、介護休業前の給与を下回らないものとする。

#### (社会保険料の取扱)

第8条 介護休業により年俸が支払われない月における社会保険に係る保険料等の被保険者負担分については、各月に法人が納入した額を翌月10日までに教職員に請求するものとし、教職員は法人が指定する日までに法人に支払うものとする。

#### (復職時の取扱)

第9条 介護休業後の勤務は、原則として、介護休業前の就業場所及び職務により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の希望があるとき及び組織変更等やむを得ない事情があるときは、勤務場所又は職務の変更を行うことがある。この場合、大学は介護休業終了予定日の2週間前までに本人に通知する。

#### (年次有給休暇の取扱)

第10条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、介護休業をした日は出勤したものとみなす。

#### (介護短時間勤務)

第11条 要介護状態にある対象家族を介護する教職員で介護休業をしないものにあつては、対象家族1人につき、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、法人に申し出て、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内で勤務時間の短縮（以下「介護短時間勤務」という。）をすることが

できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護休業協定により介護短時間勤務の対象者から除外することとされた教職員は、介護短時間勤務をすることができない。
- 3 介護短時間勤務の申し出等については、第4条、第5条及び第6条（第1項を除く。）までの規定を準用する。
- 4 介護短時間勤務の承認を受けた時間に係る年俸については、給与規程第19条の規定に準じて算出した勤務一時間あたりの年俸額を減額して支給する。

#### （時間外勤務の制限）

第12条 要介護状態にある対象家族を介護する教職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、法人は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、一月について24時間、一年について150時間を超えて時間外勤務を命じることはない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員は、時間外勤務の制限を請求することができない。
- 3 時間外勤務の制限を請求しようとする教職員は、その期間中は時間外勤務をさせてはならないこととなる一の期間（一月以上一年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までに、次条により法人に請求しなければならない。この場合において、当該制限期間は、次条第1項の規定による制限の期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 制限開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の教職員が対象家族を介護しないこととなった事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、法人に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
  - 一 対象家族の死亡その他の教職員が第1項の規定による請求に係る対象家族を介護しないこととなった事由が生じたこと。
  - 二 第1項の規定により請求した教職員について、労働時間等規程第17条第1項に規定する出産休暇、介護休業期間又は国際教養大学育児休業規程第6条第1項に規定する育児休業期間が始まったこと。
- 6 前項第一号の事由が生じたときは、教職員は遅滞なくその旨を法人に通知しなければならない。

#### （所定外勤務の制限）

第13条 要介護状態にある対象家族を介護する教職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、法人は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて勤務をさせることはない。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業協定により所定外勤務の制限の対象者から除外することとされた教職員は、所定外勤務の制限を請求することができない。

3 所定外勤務の制限を請求しようとする教職員は、その期間中は所定外勤務をさせてはならないこととなる一の期間（一月以上一年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下「制限開始予定日」という。）及び末日）を明らかにして、制限開始予定日の一月前までに、請求しなければならない。この場合において、当該制限期間は、前条第1項の規定による制限の期間と重複しないようにしなければならない。

4 制限開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の教職員が対象家族を介護しないこととなった事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、法人に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 対象家族の死亡その他の教職員が第1項の規定による請求に係る対象家族を介護しないこととなった事由が生じたこと。

二 第1項の規定により請求した教職員について、労働時間等規程第17条第1項に規定する出産休暇、介護休業期間又は国際教養大学育児休業規程第6条第1項に規定する育児休業期間が始まったこと。

6 前項第一号の事由が生じたときは、教職員は遅滞なくその旨を法人に通知しなければならない。

（深夜業の制限）

第14条 要介護状態にある対象家族を介護する教職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、労働時間等規程第10条第1項の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務させることはない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教職員は、深夜業の制限を請求することができない。

一 法人に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員

二 当該請求に係る深夜において、常態として当該対象家族を介護することができる当該対象家族の16歳以上の同居の家族（6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週

間) 以内に出産予定の者又は産後 8 週間以内の者を除く。) がいる教職員

- 3 深夜業の制限を請求しようとする教職員は、その期間中は深夜において勤務させてはならないこととなる一の期間(一月以上六月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始予定日」という。)及び末日(以下「制限終了予定日」という。)を明らかにして、制限開始予定日の一月前までに、請求しなければならない。
- 4 制限開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の教職員が対象家族を介護しないこととなった事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、法人に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は当該事情が生じた日(第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。
  - 一 対象家族の死亡その他の教職員が第 1 項の規定による請求に係る対象家族を介護しないこととなった事由が生じたこと。
  - 二 第 1 項の規定により請求した教職員について、産前産後休暇、新たな介護休業期間又は国際教養大学育児休業規程第 6 条第 1 項に規定する育児休業期間が始まったこと。
- 6 前項第一号の事由が生じたときは、教職員は遅滞なくその旨を法人に通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 15 条 教職員は、この規程に定める介護休業等を申し出たこと、又は取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行する。